北広島市営住宅条例(平成9年北広島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後

(入居者の資格)

- 第6条 市営住宅に入居することができる者は、 次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者として政令第6条第1 項で定める者(次条第2項において「老人等」と いう。)にあっては第1号を除く各号、被災市街 地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21 条に規定する被災者にあっては第3号)の条件 を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。以下同じ。)があること。

(2) \sim (4) 略

- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 略

(同居の承認)

- 第31条 入居者は、市営住宅への入居の際に同居 を認められた親族以外の者を同居させようとす るときは、省令第10条で定めるところにより、 市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする 者が暴力団員であるときは、同項の承認をして はならない。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与 える場合の基準その他必要な事項については、 市長が定める。

(入居の承継)

- 第32条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はそ の者と現に同居する者が暴力団員であるとき は、同項の承認をしてはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与 える場合の基準その他必要な事項については、 市長が定める。
- <u>4</u> 略

改正前

(入居者の資格)

- 第6条 市営住宅に入居することができる者は、 次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者として政令第6条第1 項で定める者(次条第2項において「老人等」と いう。)にあっては第1号を除く各号、被災市街 地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21 条に規定する被災者にあっては第3号)の条件 を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。第31条第1項において同じ。)がある こと。
 - (2) \sim (4) 略

2 略

(同居の承認)

- 第31条 入居者は、市営住宅への入居の際に同居 を認められた親族以外の者を同居させようとす るときは、市長の承認を受けなければならない。
- <u>2</u> 前項の承認を受けることができる者の範囲については、省令第10条に規定するもののほか、市長が定める。

(入居の承継)

- 第32条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を受けなければならない。
- <u>す前項の承認を受けることができる者の範囲に</u>ついては、省令第11条に規定するもののほか、市長が定める。
- 3 略

改正後

(明渡しの請求)

- 第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、入居者に対して、期限を定めて市営住 宅の明渡しを請求することができる。
 - $(1) \sim (5)$
 - (6) 入居者が、第 56 条に規定による勧告に従 わなかったとき。

(7) 略

(8) 略

- 2 市長は、前項<u>第7号</u>に掲げる事由により明渡しの請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、当該市営住宅の賃貸人に代わって借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。
- 3及び4 略
- 5 市長は、第1項第2号から<u>第6号</u>まで及び同項 <u>第8号</u>に掲げる事由に該当することにより、同 項の規定による請求を行ったときは、当該請求 を受けた者に対し、同項の期限が到来した日の 翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの 期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の 額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するこ とができる。

(駐車場の名称及び位置)

第 45 条の 13 駐車場の名称及び位置は、次のと おりとする。

名称	位置
広島団地駐車場	北広島市中央2丁目7番地3
輪厚団地駐車場	北広島市輪厚中央1丁目5 番地4
西の里団地駐車 場	北広島市西の里南1丁目4 番地3

(駐車場の使用の許可)

- 第46条 略
- 査 市長は、前項の許可を得ようとする者又は当該 許可を得ようとする者と現に同居する者が暴力 団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(駐車場の使用者の資格)

- 第47条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件 を具備する者でなければならない。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 第34条第1項第1号から<u>第6号</u>まで及び<u>第</u>8号のいずれの場合にも該当しないこと。

改正前

(明渡しの請求)

- 第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、入居者に対して、期限を定めて市営住 宅の明渡しを請求することができる。
 - (1)~(5) 略

<u>(6)</u> 略

(7) 略

2 市長は、前項<u>第6号</u>に掲げる事由により明渡しの請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、当該市営住宅の賃貸人に代わって借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

3及び4 略

5 市長は、第1項第2号から<u>第5号</u>まで及び同項 <u>第7号</u>に掲げる事由に該当することにより、同 項の規定による請求を行ったときは、当該請求 を受けた者に対し、同項の期限が到来した日の 翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの 期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の 額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するこ とができる。

(駐車場の名称及び位置)

第 45 条の 13 駐車場の名称及び位置は、次のと おりとする。

名称	位置
広島団地駐車場	北広島市中央2丁目7番地3
輪厚団地駐車場	北広島市輪厚中央1丁目5
	番地4

(駐車場の使用の許可)

第46条 略

(駐車場の使用者の資格)

- 第47条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件 を具備する者でなければならない。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 第34条第1項第1号から<u>第5号</u>まで及び<u>第</u>7号のいずれの場合にも該当しないこと。

改正後

(駐車場の使用許可の取消し等)

- 第50条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに 該当する場合においては、駐車場の使用許可を 取り消し、又は期限を定めてその明渡しを請求 することができる。
 - (1)~(5) 略
 - (6) 入居者が、第 56 条の規定による勧告に従 わなかったとき。

<u>(7)</u> 略

2 前項の規定による明渡しの請求については、第 34条第2項前段及び同条第3項から第5項まで の規定を準用する。この場合において、同条中 「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」と あり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項 中「前項第7号」とあるのは「第50条第1項第 2 とあるのは「第50条第1項」とあるのは「第50条第1項」とあるのは「第50条第1項」と、同条第5項中「第1項第2号から第6号まで及び同項第8号」とあるのは「第50条第1項第2号から第6号まで」と読み替えるものとする。

(敷地の目的外使用)

第54条 略

(意見の聴取)

- 第55条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるか どうかについて、警察署長の意見を聴くことが できる。
 - (1) 第9条第2項の規定により市営住宅の入居 者を決定しようとする場合 入居の申込みを した者及び当該入居の申込みをした者と現に 同居し、又は同居しようとする親族
 - (2) 第 31 条第 1 項の承認をしようとする場合 同居させようとする者
 - (3) 第 32 条第 1 項の承認をする場合 承認を 得ようとする者及び当該承認を得ようとする 者と現に同居する者
 - (4) 第 46 条の規定による決定をしようとする 場合 駐車場を使用しようとする者
- 2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要がある と認めるときは、市営住宅の入居者及び同居者 が暴力団員であるかどうかについて、警察署長 の意見を聴くことができる。

(勧告)

第56条 市長は、前条第2項の意見が述べられた 場合において、市営住宅の管理のため特に必要 があると認めるときは、当該意見に係る入居者 に対し、市営住宅の明渡しその他必要な措置を 改正前

(駐車場の使用許可の取消し等)

第50条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに 該当する場合においては、駐車場の使用許可を 取り消し、又は期限を定めてその明渡しを請求 することができる。

(1)~(5) 略

(6) 略

2 前項の規定による明渡しの請求については、第 34条第2項前段及び同条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「前項第6号」とあるのは「第50条第1項第6号」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第50条第1項」と、同条第1項」と、同条第4項中「第1項第1号」と、同条第5項中「第1項第2号から第5号まで及び同項第7号」とあるのは「第50条第1項第2号から第5号まで」と読み替えるものとする。

(敷地の目的外使用)

第54条 略

改正後	改正前
とるべき旨を勧告することができる。	
(罰則)	(罰則)
第 57 条 略	<u>第55条</u> 略
(委任)	(委任)
<u>第 58 条</u> 略	<u>第 56 条</u> 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。